

第4回三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会（議事概要）

日 時：平成26年1月17日（金）15:00～15:20

場 所：議事堂2階201委員会室

出席者：三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会委員7人

資料：第4回 三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会 事項書

資料1 条例の一部改正案（第3回検討会終了時点案）

委員：ただいまから、第4回三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会を開催いたします。本日は前回検討した案、資料1になりますけれども、これにつきまして各会派に持ち帰っていただき、検討してもらった結果の報告などをさせていただきます。各会派の結果の報告の前に、昨年 of 年末から冷凍食品が原因と疑われる健康被害が全国的に取り沙汰されており、当県においても健康被害の事例が発生しています。この事件に対する当県の状況について、本日私も委員となっています健康福祉病院常任委員会にて執行部より説明がありました。簡単に概略を説明したいと思います。（資料配付）今日の健康福祉病院常任委員会で報告をいただいたものと同じものとなっております。概要のところを見ていただきますと、もうご存じだと思いますけれども、株式会社マルハニチロホールディングスの子会社である株式会社アクリフーズの群馬工場が製造し、全国的に流通している冷凍食品の一部から本来含まれていない農薬、マラチオンというものですが、平成25年12月に検出され、吐き気、腹痛などの健康被害も発生。現在、群馬県及び群馬県警が原因調査をするとともに、同工場で製造した全商品の自主回収を行っているという概略でございます。経過の方は見ていただいたとおりでございます、4番目の自主回収対象として全国流通する同工場で製造された商品94品目、640万パックが自主回収の対象となっており、現在、同社が発表のもので、回収率は66.9%ということになっております。5番目の群馬県の調査結果でございますが、下記の理由によって当該施設における製造工程上で汚染された可能性は非常に低いということで、工場内で使用されている薬剤にマラチオンはない、苦情品の汚染状況が均一でない、高濃度で検出されており、原材料に由来ではない、と考えられるということが調査結果として出ております。6番目の健康被害等の問い合わせということで、全国の状況は記載のとおりですが、その内の本県の分としては、44件、64名の方々が吐き気、嘔吐、腹痛、下痢等の症状で問い合わせがありました。なお、入院された方はおらず、全員軽

傷でございます。7番目のマラチオンの検査についてであります。それぞれの事例につきまして、冷凍食品が残っている場合のみ、1月16日現在で19事例、20検体の検査を実施しましたが、マラチオンは検出されておられません。また、全国でも同様に現物が残っているものは822検体、検査をしておりますけれども、それでもマラチオンは検出されておられません。今後の対応は8番目としまして、引き続き県民からの本件に関する問い合わせについて、個々に商品の確認や健康被害等の聞き取りを実施いたします。また、届出者から提供があった残品について、県の保健環境研究所で農薬（マラチオン）の残留検査を実施します。販売店等の店頭からすでに商品は撤去されていますが、家庭内で保管されている可能性があるため、引き続き三重県ホームページで健康被害等に関する情報を掲載し、県民への注意喚起を継続します。以上のことが本日の健康福祉病院常任委員会で説明があり、簡単に私の方から説明させていただきましたが、この件で当検討会として何か対応が必要かどうか、その辺りにつきましてご意見がございましたら、委員の皆さんからご意見いただけますでしょうか。

委員：この件に関して、問い合わせ等は県内でも出ているわけですが、明確な原因が特定されているわけでもないで、何をもとに、例えば条例に書き込むかどうか、すでに条例に書かれていることを活用できるのかも含めて、今の段階では議論しづらいところもあるかと思えます。加えて、これからパブリックコメントを行っていくわけですが、県民の声の中からもこれに関するものが出てくれば、それも合わせてパブリックコメント後に議論するかどうかも含めて考えていった方がいいのかなということで、現段階でこれをもとに何かを検討するというタイミングではまだないと感じます。

委員：今、委員の方からも言っていただきましたが、これからまだまだ調査結果も出てきて、原因の究明もさらに図られることだろうと思えますので、今の段階で条例を具体的にどう改正するか、どういう対応をするかというのは、判断するには難しいと思っていますので、これからの事件の推移を見ながら、パブリックコメント後という話もございましたけれども、進展次第で改めて検討ということによろしいですか。では、そのようにさせていただきます。それでは各党派の結果報告に移りたいと思います。その前に執行部のこの案に対する意見ですが、「意見なし」と伺っておりますので、まず冒頭報告をさせていただきます。それでは各党派から検討結果を報告してもらいたいと思います。まず、新政みえからお願いします。

委員：特に意見はございませんでした。

委員：次に、自民みらいをお願いします。

委員：条文としては意見はなく、その他の意見として、食品関連事業者というところで、最終的に県民に一番近い接点を持つのは販売店ということもあって、ここの責任問題とチェックというところの意見がかなり出まして、今後、県が行動計画等、どのように取り組んでいくのかということを確認してきてほしいということが1点。それからもう1点、リスクを県に報告した際の報告者の保護についてどうなんだという意見が出ました。

委員：次に、鷹山をお願いします。

委員：特に意見はありませんでした。このままで結構です。

委員：次に、公明党をお願いします。

委員：了承ということです。

委員：なお、みんなの党につきましては、先日私と副座長で伺い、意見を聞いてまいりました。案につきましては反対ではないとのことでしたが、保健所の機能強化等、食の安全・安心の確保にさらにつながること考えてもいいのではないか、という参考意見をいただきましたので、ご報告をさせていただきます。ということで、各会派の報告をいただきましたが、この案については反対はないということでしたけれども、ご意見は自民みらいの方から出ておりますが、皆さんから出ました意見を踏まえて何かご発言ございますか。ちなみに自民みらいの意見を確認させていただきますと、これから条例改正後、行動計画を県がつくっていく中で、販売店の責任問題等々を明確化するようにということですか。

委員：明確化というよりは、今回の改正案の第5条第3項に「関係法令を遵守する意識の向上を図り、並びに関係法令の趣旨及び内容に関する知識を習得するための教育及び研修を実施するとともに、その事業活動の適正を確保するために必要な体制の整備に努めなければならない。」とうたった限りにおいては、販売事業者も含めてこれがきちんとなされているかどうかを県としてチェックする必要があると。それをどうやっていくのかというのは、活動計画等で明らかにするべきではないか、というご意見があったということですが。

委員：了解しました。それぞれの責務ということで、食品関連事業者のところは第5条第3項を今回あえて追加したという部分で、それが県の行動計画においても、具体的にどのように反映されて、どういう対応をするのか、というところまでしっかりと県に対して申し添えをしなければいけないということですね。もう一つは、リスクを県に報告した場合の報告者の保護ということでしたが、これについても行動計画の中で検討するよう

にということをお県に申し入れるということですか。

委員：報リスク情報を積極的に提供したために、例えば、取引先の方にその情報が県から漏れないのか、法的に守られるのかという質問があり、情報公開条例上は非開示の情報として扱われるので、県に情報提供していただいてもそこは安心ですということで、会派の中で回答させていただきました。後に事務局にも確認し、そのとおりということでしたので、それで一応終わっているということです。

委員：これについてはきちんと保護されますということで、解決をしているということでもよろしいですね。意見としては、今回の改正の中での第5条第3項につきまして、食品関連事業者の責務の部分を実行計画に具体的に検討し、反映して実施されるよう求めるといった意見が1点でよろしいですか。ほかどうですか、先ほどの意見を聞いて。

委員：改正した部分が他にもあるので、それらも含めて実行計画の中で対応していただくというふうに言うべきかと思います。

委員：第5条第3項のみならず、他に改正の部分もありますので、それにつきましてもしっかり反映するというのもということですね。実行計画でなく基本方針のものの活動計画という表現でしたっけ？

委員：食の安全・安心確保基本方針と食の安全・安心確保実行計画です。

委員：わかりました。実行計画ということでよろしくお願ひします。それでは他よろしいですか。では、先ほど各会派からの報告で案につきましてはこれで了承ということで賜りましたので、そのようにさせていただきたいと思ひます。それから先ほど執行部に執行状況に対する意見ということで、実行計画への反映の部分の意見がありましたが、この執行部の執行状況に関することについて、検討会としてどのような場になるのかわかりませんが、なんらかの形で執行部に伝わるように検討してみたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、この案を中間案として、関係団体からの意見聴取とパブリックコメントを行いたいと思ひます。関係団体からの意見聴取ですが、文書により行いたいと思ひます。なお、正副座長の方で候補者をリストアップしてみましたので、リストを配布したいと思ひます。(資料配付) 今回改正の中で第5条の2ということで、事業者団体の役割を新たに追加しているということもありますので、パブリックコメントの実施期間中にリストアップさせていただきましたそれぞれの団体につきまして、こちらの方から文書でご意見があるかどうかを照会したいと思ひますが、いかがでしょうか。では、これらの団体につきましては、そのように照会をさせていただきたいと思ひます。また、パブリックコメントの実施については、正副

座長に一任させていただきたいと思いますが、実施期間としては明日1月18日から2月17日までの1カ月間の期間を予定しておりますが、いかがでしょうか。では、そのようにさせていただきます。次回の検討会ですが、関係団体及びパブリックコメントの意見の検討を行いたいと思いますので、日程ですけれども2月25日（火）の本会議散会后から開催したいと思いますが、ご都合はいかがでしょうか。それでは2月25日（火）の本会議散会后からの開催といたします。本日の議題は以上です。他に委員の方々からご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。なければ、これで本日の会議は終了とさせていただきます。

（終了）